

バイオマス発電燃料の持続可能性に係る 第三者認証スキームの追加について

令和2年9月
資源エネルギー庁

今年度WGにおける論点：全体像

- 中間整理後の状況変化を踏まえ、今年度WGにおいては、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」・「第三者認証スキームの追加」について、その内容を専門的・技術的に検討することとしてはどうか。
- なお、第三者認証スキームの追加については、関係者へのヒアリングを踏まえつつ検討を進めることとしてはどうか。

検討内容

<食料競合>

- **食料競合の回避**
⇒食料競合の懸念の無いバイオマス燃料の判断基準、確認方法

<環境、ライフサイクルGHG>

- **地球環境への影響**
⇒ 温室効果ガス（GHG）の算出、排出削減基準の検討など

<新第三者認証スキームの追加>

- **現行の持続可能性基準への適合**
⇒ 昨年の検討を踏まえ、追加の要請があった第三者認証スキーム（ISPO等）

ご議論いただく論点

(参考) これまでの議論の経緯

第6回バイオマス持続可能性ワーキンググループ（2020年8月）より抜粋

【2018年度調達価格等算定委員会における検討】

- バイオマス発電の**新規燃料**については、2018年度の調達価格等算定委員会において、**FIT制度の対象とするか、FIT制度の対象とする場合にどの区分で買い取るか、コスト動向・燃料の安定調達（量・持続可能性（合法性））**の観点から検討が行われた。
- その結果、**食料との競合の観点も含めて、持続可能性に関する専門的・技術的な検討において持続可能性の確認方法が決定されたもののみをFIT制度の対象とし、この検討結果やコスト動向を踏まえて、現行の区分で買取りを行うかどうかといった点も含めて、2019年度の調達価格等算定委員会で取扱いが検討されることとなった。**また、**バイオマス液体燃料（パーム油）の第三者認証による持続可能性の確認**について、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に、**2021年3月末までの経過措置**（RSPOなどの持続可能性基準の取得の猶予）を認めることとした。

【2019年度バイオマス持続可能性WGにおける検討（持続可能性に関する専門的・技術的な検討）】

- 2018年度の調達価格等算定委員会意見を踏まえ、2019年4月から10月までの間、計5回にわたって、**総合資源エネルギー調査会の下に設けられたバイオマス持続可能性WG**が開催され、**燃料の持続可能性の確認方法についての専門的・技術的な検討が行われた。**
- この検討の結果、**2019年11月に中間整理が取りまとめられ、2020年度以降の持続可能性の確認方法の方向が明確化**されている。取りまとめられた主な内容は以下のとおり。
 - **環境、社会・労働、ガバナンスの観点について、第三者認証が満たすべき評価基準を具体的に明確化。**
 - 第三者認証については、**主産物は農園から発電所までのサプライチェーンを求め、副産物は燃料の発生地点から発電所までのサプライチェーンを求めること。**
 - 食料競合を防止するための方策として、第三者認証には明示的な基準がないことから、**国全体のマクロ的確認や、燃料価格に直近の動向を反映できる方策を検討すること。**
 - 現行認められているRSPO認証に加えて、RSB（Roundtable on Sustainable Biomaterials）認証を追加。今後、持続可能性基準に適合していると認められる認証スキームへの追加を求められた場合は、本WGにおいて検討する旨も整理。

(参考) 持続可能性基準に関する第三者認証の確認項目の比較

※2019年8月末時点

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の 必要性	○：基準を満たすもの 一：基準を満たすことが確認できなかったもの						
				RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	○	○	○	—	○	○
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	○	○	—	—	○	—
			加工	○	○	○	—	—	○	—
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があればその状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
			加工	○	○	○	—	○	○	—
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	○	○	○	—	—	○
			加工	○	○	○	—	—	—	—
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	○	○	○	○	—	○
			加工	○	○	○	—	○	—	—
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	○	○	○	—	—	○	
		加工	○	○	○	—	—	—	—	
ガバナンス	法令遵守 (日本国内以外)	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	○	○	○	—	○	—
			加工	○	○	○	—	—	○	—
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	○	○	—	○	○	—
			加工	○	○	○	—	○	○	—
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	○	○	○	—	○	○	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	—	○	○	

※1 PKS等副産物については、発生地点（例えば、PKSであれば加工工場）以降の持続可能性を確認。

※2 国内に入って以降の農産物由来の海外バイオマス燃料の持続可能性は、原則、情報公開で担保。

第三者認証追加に係るヒアリング

- 2019年度の中間整理以降、①ISPO認証、②MSPO認証、③ISCC認証、④GGL認証、⑤PKS第三者認証創設準備委員会による認証について、持続可能性基準に適合していると認められる認証への追加希望が事務局に寄せられたところ、その内容について、本日のワーキンググループにおいて、各認証団体からのヒアリングを実施したい。
- 各認証スキームに関し、昨年度の本ワーキンググループにおいて、基準を満たすことが確認できなかった事項が整理されているところ、事務局から各認証団体に対して、本日のヒアリングでは、その点について説明を行うように依頼。
- 本日のヒアリング結果を踏まえ、個別認証への適用について検討・整理を行い、第三者認証追加について、調達価格等算定委員会に報告することとしたい。

バイオマス持続可能性ワーキンググループ中間整理（2019年11月）より抜粋

IV. 持続可能性基準としての評価基準と個別認証への適用

(略)

評価の結果、本ワーキンググループとしては、以下のような対応をすべきであることを確認した。

- 現行認められているRSPO認証に加えて、**RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials) 認証を追加**して認めるべきである。
- 今後、以下の3点に対応することが必要である。
 - ▶**今般不採用であった第三者認証**について、改正等が行われ、その**追加を求められた場合は、本ワーキンググループにおいて再検討**する。
 - ▶**新たな第三者認証**が整備され、その**追加を求められた場合は、新たに本ワーキンググループにおいて検討**する。
 - ▶複数の第三者認証を組み合わせることで要件を充足しようとするものの取扱いについては、上記の新たな認証制度の評価と併せて検討する。